

医学部保健学科ティーチング・アシスタントの採用に係る申合せ

平成27年11月19日
保健学科会議

(趣旨)

第1条 この申合せは、保健科学研究院教員が指導する優秀な本学大学院学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、学生の処遇改善に資するとともに、大学院学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会提供及び学部教育におけるきめ細かい指導の実現等を図るため、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 前条の教育補助業務を行う者の名称は、医学部保健学科ティーチング・アシスタント(以下「T・A」という。)とする。

(職務内容)

第3条 T・Aの職務内容は、医学部保健学科学生に対する実験、実習、演習等の定型化した教育補助業務とする。

(就業規則の適用)

第4条 T・Aには、国立大学法人北海道大学短時間勤務職員就業規則(平成16年海大達第88号)を適用する。

(採用資格)

第5条 T・Aとして採用できる者は、保健科学研究院教員が指導する優秀な本学大学院学生とする。

2 別表に掲げる者は、T・Aの対象者とししない。

(給与の原資)

第6条 T・Aに係る給与の原資は、T・A経費として保健科学研究院(以下「研究院」という。)に配分された予算の範囲内とする。ただし、研究院が特に必要と認める場合には、T・A経費を予算措置できるものとする。なお、外部資金による採用の場合は、この限りではない。

(選考方法)

第7条 授業担当教員がT・Aを採用しようとする場合は、保健学科長に候補者を推薦するものとする。

2 保健学科長は、推薦された候補者のうちから、T・Aを選考する。

(勤務時間)

第8条 T・Aの勤務時間は、週30時間を超えないものとする。

(給与)

第9条 T・Aの1時間当たりの給与は、次に掲げるとおりとする。

修士課程に在籍する者	1,200円
博士後期課程に在籍する者	1,350円

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、T・Aに関し必要な事項は、保健学科長が定める。

附 則

この申し合わせは、平成27年11月19日から実施する。

附 則

この申し合わせは、平成29年10月19日から実施する。

別表（第5条第2項）

日本学術振興会特別研究員

国費外国人留学生又は政府派遣留学生

有職者

休学者

RA

技術補助員

その他、T・Aとして勤務することが難しいと思われる者